

令和7年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和7年12月26日
東京都

＜一般任期付職員採用選考とは＞

- 都政に対するニーズの専門化・高度化に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材を都庁外部から一定期間活用し、都政の喫緊の課題解決に取り組む制度として、東京都では「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を制定しています（平成15年1月1日施行）。
- 採用された職員は、任期の定めのない職員と同じ給料表の号給が発令され、手当も任期の定めのない職員と同様に支給されます。
- 任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様に、守秘義務や営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

＜本選考の特徴＞

- 児童相談分野に特化した専門的な調査分析、研究業務に従事する職員の採用です。
児童福祉に造詣が深く、関連する調査研究を行った実績のある方を募集します。
- 最終合格者は、課長代理級職として採用されます。

1 選考職種、採用予定人員及び職務内容

区分	一般任期付職員	採用予定人数	1名
職種	事務	職級	課長代理級
勤務場所	児童相談センター総合連携課（東京都新宿区北新宿4丁目6番1号）		
業務内容	<p>児童相談分野における現状調査・分析、児童相談体制強化に向けた成果物の抽出、 施策の素案作成業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ ケースワーク対応の検証・整理・ 都児童相談所職員の確保・育成・定着に係る検証・ 区市町村におけるケースワークの実情分析・ 都や区市町村の統計情報の分析・先進事例の収集		
任期	<p>令和8年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none">○ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。○ 期間を定めた任用であり、令和11年4月1日以降の任用を保障するものではありません。		

2 日程等

申込期限	令和8年1月15日（木曜日）午後5時まで
第1次選考結果通知	令和8年1月19日（月曜日） ※ 第2次選考の3日前までに受験者全員に対して申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和8年1月22日（木曜日）または1月23日（金曜日）のうち指定された一日 ※ 会場：東京都庁本庁舎（東京都新宿区西新宿2-8-1）
最終結果通知	令和8年1月下旬 ※ 第2次選考受験者に対して申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

3 受験資格

本職においては、児童相談分野に特化した専門的な調査分析を行うとともに、その結果を研修資料や各種マニュアル、ケースワークの好事例集の整理など体系的にまとめ上げ、都の児童福祉施策に反映させていくことを予定しています。このため、次の要件をもって受験資格とします。

- 民間企業（コンサルタント会社等）、自治体等（試験研究機関など）における研究員、調査員としての実務経験が以下【表1】記載の年数以上あり、そのうち主任（主席）研究員、調査員など研究・調査を企画、主導、監理する職位にある期間が5年以上あること
- 児童福祉に関する調査研究実績を有すること

【表1】

学歴区分	必要な実務経験年数
・ 大学院博士課程又は修士課程の修了 ・ 大学（4年制の大学）の卒業	10年以上
・ 短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業 ・ 高等専門学校の卒業 ・ 専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・ 各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	12年以上
・ 高等学校の卒業	14年以上
・ 中学校の卒業	17年以上

注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後5営業日以内に、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきま

す（6「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。

事実が確認できない場合は採用できません。

- ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない人は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員（令和8年3月31日までに任期が満了する任期付職員、非常勤職員及び臨時の任用職員を除く。）である人は受験できません。

4 選考方法

（1）第1次選考

書類選考	履歴書、職務経験調書等による審査
------	------------------

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

（2）第2次選考

口述考查	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

- ◎ 口述考查は第1次選考合格者に対してのみ行います。

5 申込手続

下記URLから「申込書」、「職務経験調書」の様式をダウンロードして申込書を作成（顔写真添付）し、申込フォームから申込期限内に送信してください（郵送及び窓口での申込みは受け付けません。）。

<URL>

<https://logoform.jp/form/tmgform/1384667>



<注意事項>

- ・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。東京電子自治体共同運営サービスのホームページ上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。
 - ・ システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。
 - ・ インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。
- 「東京電子自治体共同運営サービス」ヘルプデスクにお問い合わせください。

- ◎ 提出された書類等は返却しません。
- ◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、福祉局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

6 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出のしかたはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」を御覧ください。

7 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、四年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職務内容に10年間従事した場合に想定される初任給の参考例です。

(参考)	職務経験	初任給
課長代理	10年	約381,200円

- ◎ この初任給は、令和8年1月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、4月採用の場合は15日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。
- ◎ 東京都における課長代理級職とは、課長の命を受け、担任事務の範囲において課長を補佐し、課長不在の際等にはその代理をする職です。

■ お問い合わせ

東京都福祉局総務部職員課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 27階北側
【電話】 03（5388）3946（ダイヤルイン）
【福祉局ホームページ】 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/>
【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分
都庁前駅（都営大江戸線）